小千谷市「週休２日適用工事（現場閉所）」（令和８年１０月）実施要領の解説

Ⅰ　はじめに

本解説は、実施要領の適用上の留意点を解説するもので、実施要領等より引用・抜粋を行った部分については、実太線囲みで示している。

Ⅱ　実施要領の解説

３　用語の定義

（１）週休２日

①　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。

なお、年末年始６日間、夏期休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

（３）現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

【解説】

・新潟県土木部が公表する最新の「週休２日適用工事（現場閉所）実施要領の解説　２　実施要領の解説『３　用語の定義』」に準拠する。ただし、積み上げ積算及び率計上分における表中「技術管理課」とあるのは「発注課（局）」と読み替える。

５　発注方式

発注方式は「発注者指定型」を基本とする。

また、「週休２日適用工事（令和８年１０月）特記仕様書」が添付されていない場合は、「受注者希望型」とし、週休２日の取組内容について、現場着手前に受発注者協議を行うこと。

なお、「２　対象工事」におけるただし書きの工事を除き、「発注者指定型」「受注者希望型」ともに通期の週休２日は必須とする。

【解説】

・当初、特記仕様書が添付されていない場合は、受注者希望型として現場着手前に受発注者協議により、対象工事として取り組むことができる。週休２日に取り組む場合は、設計図書（積算）等にて条件明示する

６　積算方法等

（１）補正係数

下表のとおり

令和８年１０月２０日以降に入札公告等を行う工事	新潟県土木部が公表する「週休２日補正係数一覧表（令和７年１０月２０日以降適用）」による。
令和８年１２月１日以降に入札公告等を行う工事	週休２日の達成状況に応じた費用補正は行わない。

（２）補正方法（令和８年１０月２０日以降に入札公告等を行う工事のみ）

①　当初予定価格から月単位の週休２日を達成した場合の補正係数を、労務費、共通仮設費率及び現場管理費率（以下、「各経費」という。）に乗じるものとする。

なお、市場単価・土木工事標準単価における週休２日の補正については、新潟県土木部が公表する「週休２日補正係数一覧表（令和７年１０月２０日以降適用）」によるものとする。

②　工事契約後、打合せ簿等による受発注者協議により決定した週休２日の取組内容について、対象期間内の現場閉所の達成状況に応じて、変更契約するものとする。

（３）工事成績評定

①　完全週休２日（土日）を達成した場合は、小千谷市請負工事成績評定実施要領に基づく成績評定において、評価するものとする。

②　提出された工程表が通期の週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて、同成績評定において、点数を減ずる措置を行うものとする。

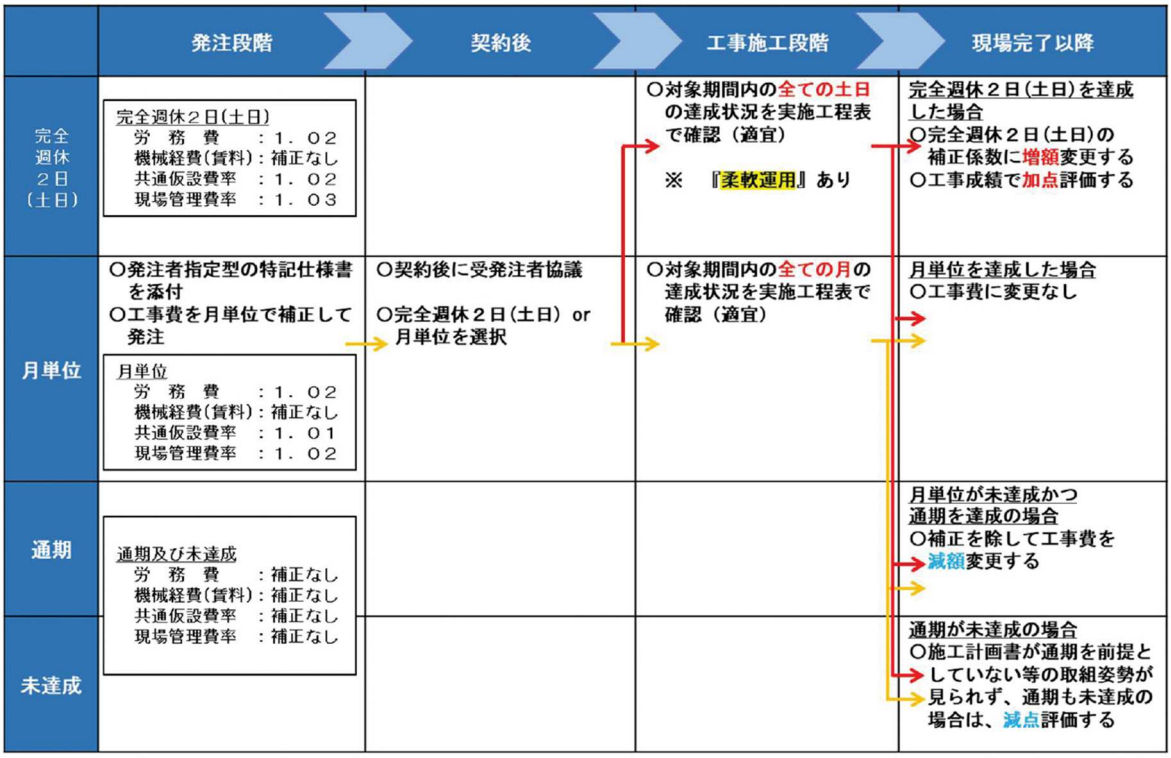
【解説】

・令和８年１０月２０日以降に入札公告等を行う工事で発注者指定型の場合は、当初予定価格を月単位で補正し、工事契約後に受発注者協議により決定した取組の達成状況に応じて変更契約等を実施する。

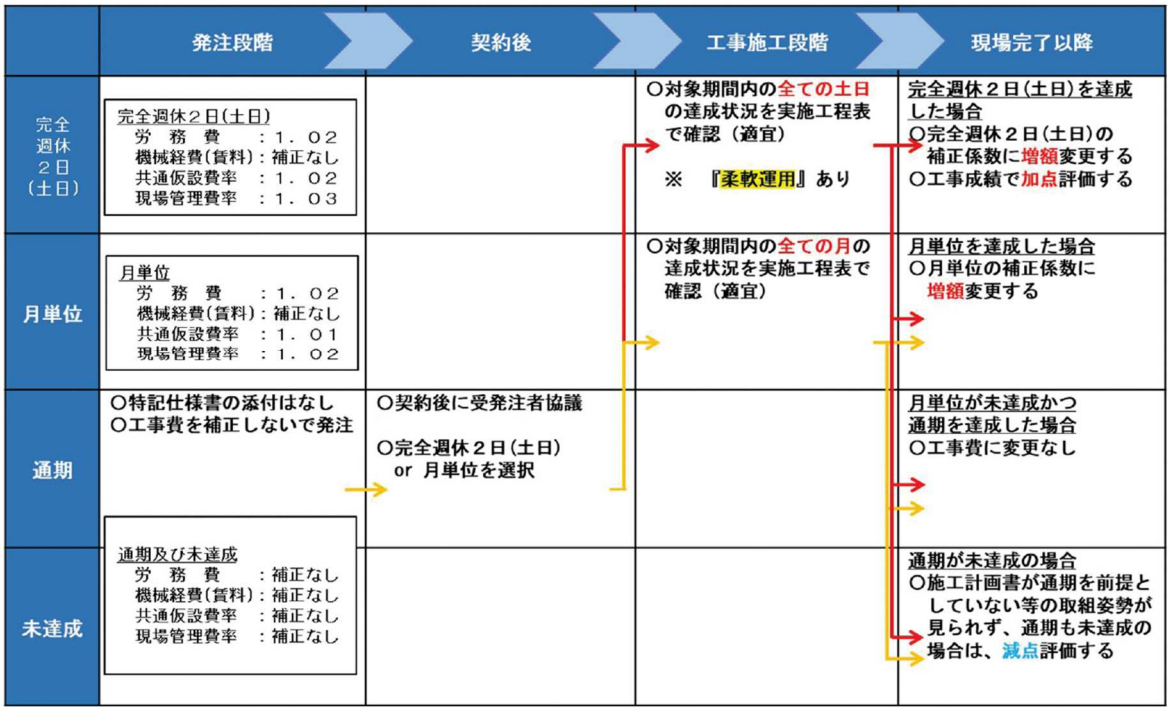
・令和８年１２月１日以降に入札公告等を行う工事は、費用補正を行わない。

＜令和８年１０月２０日以降に入札公告等を行う工事＞

（発注者指定型の発注～現場完了確認までのイメージ）

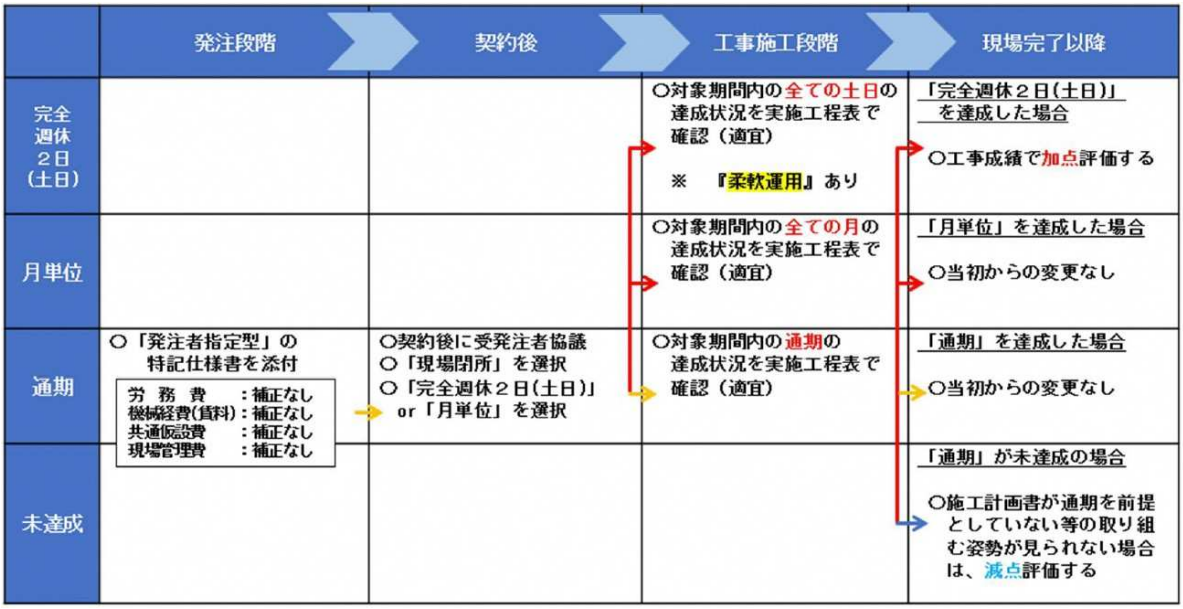


（受注者希望型の発注～現場完了確認までのイメージ）

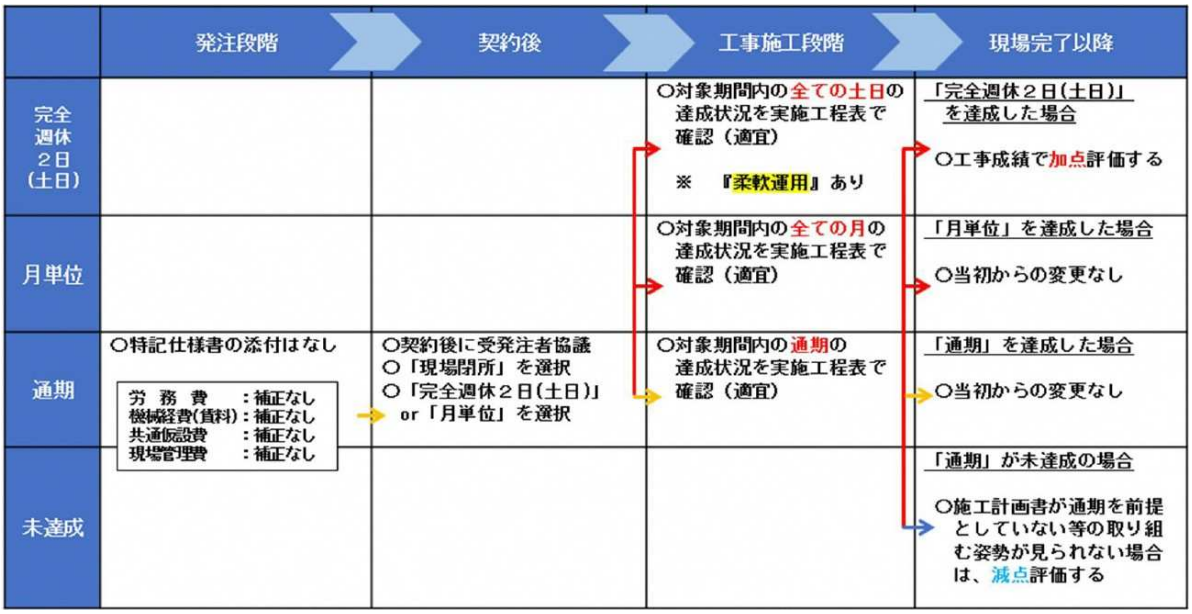


＜令和８年１２月１日以降に入札公告等を行う工事＞

（発注者指定型の発注～現場完了確認までのイメージ）



（受注者希望型の発注～現場完了確認までのイメージ）



９　現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる既存資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月１回程度を目安とし、週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

また、令和８年１２月１日以降に入札公告等を行う工事について、受注者の就業規則等において４週８休以上の休日が規定されている場合は、当該内容を確認できる就業規則等の提示をもって、週休２日の取り組み状況を確認する資料として取り扱うことができる。

ただし、工事成績評定における評価を行う場合は、現場閉所実績の確認を必須とする。

【解説】

・新潟県土木部が公表する最新の「週休２日適用工事（現場閉所）実施要領の解説　２　実施要領の解説『９　現場閉所の確認方法等』」に準拠する。